

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 神社への寄附

Q：当社は、近所にある神社の祭礼に当たり、現金を寄贈しました。当社と神社との間には事業において直接の関係はありません。この寄贈金の取扱いについて教えてください。

A：寄贈金を支出した目的により、寄附金、広告宣伝費、給与等として取り扱います。

### 【解説】

事業に直接関係のない者に金銭でした贈与は、原則として寄附金とするものとし、神社の祭礼等の寄贈金はその例にあげられていますが、これは、一般法人の場合、いわゆる神社とは事業上の関連性がなく、また、その支出に反対給付を期待するというものでもありませんので、寄附金に該当するとみるのが実情に即すからです。

したがって、神社の祭礼等に際して現金を寄贈した場合であっても、その目的が広告宣伝のためであったりする場合には、その支出した目的に応じて処理しなければなりません。

ご質問の場合も、その寄贈金を支出した目的により次のように取り扱うことになります。

- (1)単に神社の祭礼等のために寄贈する場合には、寄附金となります。
- (2)神社に現金を寄贈することにより、祭礼等の際に、境内に社名入りの提灯等が設置され広告宣伝としての効果が認められる場合には、広告宣伝費となります。
- (3)役員等がその神社の氏子となっており、本来、役員等が個人的に負担すべきものを法人が負担した場合には、その役員等に対する給与となります。

